

# 産前産後期間の国保税を軽減します！

## ●対象者

塩竈市国民健康保険に加入されている方で出産予定又は出産された方  
※妊娠 85 日以上の分娩が対象です。死産、流産(人工妊娠中絶を含む)及び早産の場合も対象となります。

## ●軽減期間

出産予定日又は出産日の属する月の前月から翌々月の4か月間  
(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間軽減します)

## ●軽減内容

対象となる期間の所得割額及び均等割額全額  
※国保税額が限度額に到達している場合、軽減後も国保税が変わらない場合があります。

## ●届出方法

届け出は出産予定日の6か月前から可能です。

「産前産後期間に係る保険税軽減届出書」に必要事項をご記入の上、  
必要書類と併せて、税務課諸税係の窓口へお持ちいただくか郵送にてご提出ください。

郵送先：〒985-8501 塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所 税務課諸税係



## ●届出時に必要な書類

- ①母子健康手帳または産科医療補償制度登録証等の写し  
「名前」および「分娩予定日」が確認できるページが必要になります
- ②世帯主および出産される方以外の方が届け出る場合、本人確認ができる書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

### 【例】4月出産で単胎妊娠の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月
		○	出産	○	○

### 【例】4月出産で多胎(2人以上)妊娠の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月
○	○	○	出産	○	○



ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

問：塩竈市 市民生活部 税務課 諸税係 (本庁1階2番窓口) ☎022-355-5916